浜 松 医 科 大 学 外国人研究員受入の手引き

学務課国際化推進室留学生係

目 次

1. 受入	申請前に 3
1. 外国	国人研究者の受け入れについて
	1.1 外国人研究者の種類
	1.2 外国人客員研究員の受入手続き
	1.3 JSPS プログラムへの申請
	1.4 安全保障輸出管理について
2. 入国	国手続き等について
	2.1 入国に係る在留資格について
	2.2 入国申請手順
Ⅱ.来日ⅰ	前に 7
1. 受力	入講座で手配が必要なこと
2. 身分	分証発行の手続きについて
3. 大等	学ネットワーク利用の手続きについて
Ⅲ. 来日	直後に 9
1.身分	分証発行手続き
2. ネ	ットワーク利用の手続き
3. 住	居地の届出
4. 国	民年金の手続き
5. 国.	民健康保険の手続き
IV. Q& <i>F</i>	A 11
1. 外国	国人研究者の生活費はどうすればよいですか?
2. 受力	入にあたり大学から奨学金や支援金はありますか?
3. 外国	国人研究者の保険はどうすればよいですか?
4. 外国	国人研究者の銀行口座を開設したいです

1. 受入申請前に

1. 外国人研究者の受け入れについて

1.1 外国人研究者の種類

本学で受け入れている外国人研究者にはいくつかの受け入れ身分があり、それぞれで受け入れ手続等に違いがあります。本学での外国人研究員の主な受入身分は以下の通りです。 外部機関によるプログラムなどによる招聘ではない場合、基本的に本学での受入身分は「外国人客員研究員」となります。

外国人客員研究員	本学における学術の国際交流を促進するため、本学において共同 して研究等に従事する外国人研究者
外国人招へい研究者 (短期・長期)	国際学術交流の推進のため、独立行政法人日本学術振興会が招へ いする優れた研究業績を有する外国人研究者
外国人特別研究員	独立行政法人日本学術振興会の事業として本学の受入研究者の指導のもとで共同研究に従事する諸外国からの博士号取得直後の若手研究者。

1.2 外国人客員研究員の受入手続き

外国人客員研究員の受入期間は、原則として1か月以上1年以内です。 本学での受入承認手続きとして、以下の受入申請書類の提出、フォームへの回答を受入希望日の6か月以上前に行ってください。

- 1、外国人研究者受入許可申請書、調書の提出(様式は<u>こちら</u>) 提出先:国際化推進センター(学務課国際化推進室留学生係)
- 2、安全保障輸出管理事前確認フォームへの回答(回答はこちら)

上記申請を受理後、国際化推進センター運営委員会にて受け入れについて協議を行います。 学内会議や決裁手続き、VISA申請書類の作成手続きのため、90日以上の中長期の受入の 場合、書類の提出から研究者の入国まで目安として5か月前後かかります。

1.3 日本学術振興会プログラムへの申請

学務課国際化推進室留学生係では、日本学術振興会(JSPS)で行っているプログラムのうち、「外国人招へい研究者」、「外国人特別研究員」などの外国人研究者招へい事業の申請手続きを担当しています。JSPS への申請に際しては、大学からの申請となる関係で学内締切日を設けておりますので、以下の本学 HP の URL よりご確認ください。

また、これらの国際交流事業に初めて申請される場合はアカウント登録が必要になります ので、お早めに留学生係へお問い合わせください。

本学 HP

学外機関による国際交流関係助成事業等|国立大学法人 浜松医科大学(hama-med.ac.jp) JSPS HP

諸外国の優秀な研究者の招へい (jsps.go.jp)

1.4 安全保障輸出管理について

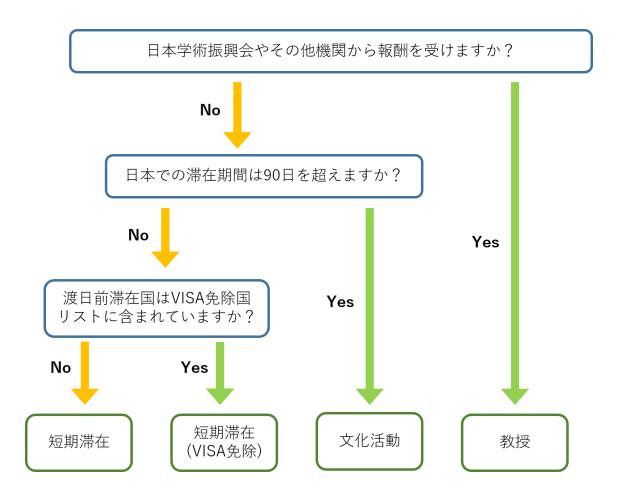
浜松医科大学では、「国立大学法人浜松医科大学安全保障輸出管理規程」を制定しており、 実験機器等の海外への持ち出し(=輸出)、海外等への技術の提供(外国人等を大学に受け 入れる場合も含みます)を行う場合には、それを行う先生ご本人がご確認を行い、武器等に 転用される不安がある場合には、研究協力課にご相談いただくことになっています。なお、 浜松医科大学の安全保障輸出管理に関する手続きについては、以下のページを参照願いま す。海外の研究者などとの交流をする前に是非ご一読願います。

安全保障輸出管理 | 国立大学法人 浜松医科大学 (hama-med.ac.jp)

2. 入国手続き等について

2.1 入国に係る在留資格について

日本に入国するためには目的に応じた在留資格を取得する必要があります。 外国人研究者の在留資格については以下の図を参考に判断してください



VISA 免除国リストはこちらを確認してください。

2.2 入国申請手順

入国に必要な手続きは在留資格によって異なります。

上の表のうち「教授」および「文化活動」の在留資格を取得する場合、事前に受入機関で「在留資格認定証明書」の取得が必要で、手続きに 4 ~ 1 2 週間の時間を要します。

受入れに当たっての大まかな流れは以下の通りです。

手続き	対応
受入申請書類の作成、提出	受入講座
\	
学内会議にて協議(月1回開催)	留学生係
↓	
学長決裁手続(2週間)	留学生係
<u></u>	
(在留資格認定証明書交付申請)	留学生係
↓ (4~12週間)	
(在留資格認定証明書発行後本人へ送付)	留学生係
↓	
VISA申請	本人
↓ 2~4週間	
VISA発給	本人
フライトの確保	本人

※ VISA 申請の際は申請書に身元保証人の欄があり、受入教員に身元保証人になっていただくようお願いしています。

なお、この身元保証人とは、研究者としての査証法承認の日本滞在が適法に行われていることを在外公館長に対して保証する人であり、民法上の「保証人」のように法的 責任を伴うものではありません。

Ⅱ、来日前に

1. 受入講座で手配が必要なこと

受入に際しては、以下の内容を念頭に受け入れに関する準備をお願いいたします。

- 1. 到着した研究者の大学までの移動は誰がサポートするのか
- 2. 到着したその日の晩、研究者が泊まる所はどうするか
- 3. その日の夕食や翌日の朝食はどうするか
- 4. 翌日、どうやって大学まで来て、どうやって宿泊先まで戻るのか

2. 身分証、ネットワーク利用の手続きについて

身分証の発行、大学ネットワーク利用の申請手続きは留学生係から行います。 ネットワークの利用を希望される場合、情報基盤センターより以下のとおり注意喚起がご ざいますので、ご確認ください。

ネットワーク及びメールの利用はセキュリティ上のリスクを伴うことから、付与の必要性を十分に吟味すること。それらを希望する場合は情報基盤センターが定める講習の受講やインシデント発生時の意思疎通を含めて研究員が本学情報セキュリティポリシーを遵守できる体制があること。

上記内容をご確認いただきネットワークの利用を希望される場合、受入許可申請書類の調 書にてネットワークの利用を希望する旨回答してください。

【身分証の写真について】

身分証を発行する際の顔写真について、以下の選択肢からお選びいただけます。

- ①身分証作成前に画像データを送信 (送信先:kokusai@hama-med.ac.jp)
- ②身分証作成時に撮影
- ①身分証作成前に画像データを送信される場合、ご本人のみを 6 ヶ月以内に撮影したもの、正面、無帽、無背景にてお願いいたします。

画像ファイルは JPEG,GIF,PNG のどれかで、1MB 以下まで圧縮してください。 受入開始の 3 日ほど前に身分証が発行され、受入講座あてに受取依頼のメールが届き ます。(受入開始日までゲート通過等に使用することはできません)

②身分証作成時に撮影を希望される場合、あらかじめ希望日時をご連絡ください。 ※時間外の受付はできませんのでご注意ください。

担当部署:総務課身分証担当 内線:2554 E-mail:iccard@hama-med.ac.jp

【身分証の開錠権限について】

身分証には、所属・身分によりあらかじめ定められた開錠権限が附与されております。 基本パタンは下記 URL をご参照ください。※学内閲覧のみ

入退出許可基本パタンについて | 国立大学法人 浜松医科大学 (hama-med.ac.jp)

基本パタンに含まれない箇所への入室許可を希望される場合には、別途申請が必要です。 以下の URL 先の書類を総務課身分証担当に提出してください。

施設等入退室申請書(職員用)

Ⅲ、来日直後に

1. 身分証発行手続き

【写真を事前に身分証担当に送付している場合】

総務課身分証担当より連絡があり次第、管理棟 2 階身分証担当にて身分証を受け取ってください。渡日前に受入講座の代理人が受け取ることができます。

【写真を事前に身分証担当に送付していない場合】

事前連絡の上外国人研究者本人を連れて管理棟 2 階総務課身分証担当にて写真撮影を行ってください。その場で身分証を発行できます。

2. ネットワーク利用手続き

下記リンクより誓約書をダウンロードし、本人の渡日後、情報基盤センターにて本人が誓約書を直接提出してください。引き換えにネットワーク利用のID,PWを受け取れます。

キャンパス情報システム利用誓約書

※ 誓約書2枚目に英訳もございます

※ 3. 住居地の届出、4. 国民健康保険、5. 国民年金保険はすべて日本に 90 日以 上滞在する外国人は必須の手続きで、浜松市東行政センターで手続きが可能です。 滞在期間が 90 日に満たない場合は手続き不要(不可)です。

3. 住居地の届出

90 日以上滞在する場合は必須の手続きです。

入国から14日以内に東区役所の区民生活課で住居地(住所)を届け出てください。

参考:国際交流会館単身棟の住所

〒431-3125 浜松市中央区半田山 1-11-1 (部屋番号)

※手続き完了後、裏面に住所の記入された在留カードの写しを留学生係へ提出ください

申請先:浜松市東行政センター 区民生活担当 浜松市中央区流通元町 20番 3号

電話番号:053-424-0153

必要なもの:在留カード、パスポート

4. 国民年金の手続き

90 日以上滞在する場合は必須の手続きです。

住居地の届出後、そのまま保険年金担当にて手続きを行ってください。

免除申請が可能(全額、4分の3、半額、4分の1の免除がある)なので、希望する場合は窓口にて申請してください。

申請先:浜松市東行政センター 保険年金担当

電話番号:053-424-0183

必要なもの:在留カード、パスポート、本学の身分証

5. 国民健康保険の手続き

90日以上滞在する場合は必須の手続きです。

住居地の届出後そのまま保険年金担当にて手続きを行ってください。

保険料の減免制度がありますが、渡日後1年目で前年の日本での所得がゼロであった場合は、もともと保険料の最少額しかかからないため、利用できません。

一人で来日、39歳未満、当年1月1日時点で日本にいなかった場合は、国民健康保険の金額は月額1,650円、年額19,800円になります。(2022年11月確認時点)保険証は後日郵送で届きます。

申請先:浜松市東行政センター 保険年金担当

電話番号:053-424-0183

必要なもの:在留カード、パスポート、本学の身分証

IV. Q&A

1. 外国人研究者の生活費はどうすればよいですか?

外国人研究者の生活費の支弁につきましては、今までに本学で受け入れてきた外国人研究 員の例では次の3つの何れかです。

- ・外国人研究者の自費で賄う場合
- ・外部団体のプログラムなどによる滞在費支援を受ける場合
- ・受入講座で滞在費を支援する場合

2. 受入にあたり大学から奨学金や支援金はありますか?

外国人客員研究員の場合は外国人留学生とは異なり、本学から奨学金、支援金などの支給 はございません。

また、受け入れにあたり主任教員の責任で外国人客員研究員へ滞在費等を支出することは 可能ですが、義務ではありません。

3. 外国人研究者の保険はどうすればよいですか?

保険については外国人研究者に対して本学で特に案内しているものはなく、加入を希望する場合は母国での海外旅行保険をご自身で手配いただくこととなります。90日以上滞在予定の方は渡日後国民健康保険に加入することで万が一の際の医療費の負担は減らすことができますが、国民健康保険への加入が完了する前にけがをした場合などは医療費をカバーできない可能性がありますので、渡日前に母国で海外旅行保険に加入しておくことをお勧めします。

4. 外国人研究者の銀行口座を開設したいです

外国人の方でも日本の銀行口座の開設が可能です。

ゆうちょ銀行であれば手続きの一部をオンライン(英語ページあり)でできるため、手続きが比較的簡単です。開設までに時間がかかる場合があります。

以下にゆうちょ銀行の案内ページを添付いたします。

口座を開設される外国人のお客さまへーゆうちょ銀行(japanpost.jp)

銀行口座を開設した場合は、帰国前に忘れずに解約してください。口座の解約は本人が行 う必要がありますので、ご注意ください。

2024年1月発行

学務課国際化推進室留学生係

TEL:053-435-2210

FAX:053-435-2403

E-mail:kokusai@hama-med.ac.jp